第19期水俣学講義

「水俣病の補償・救済制度と胎児性水俣病患者の社会福祉」

2020.10.15　熊本学園大学

水俣学研究センター
田尻雅美

水俣病事件から何を学ぶのか

〇水俣病が公式に確認されたのは、1956年5月1日
〇政府に公害と認められたのは、1968年9月26日
〇水俣病と認定されれば「補償協定」
〇水俣病と認めない各種救済措置
〇しかし、今日でも「水俣病は終わらない」
〇認定申請、裁判、行政不服と水俣病と認めるための行動
〇水俣病と認定された患者たちは、補償を受けて救われたのか
〇胎児性・小児性水俣病患者の生きざまから
〇水俣学講義の講師の方々の講義・生きざまから

ご自身で考えてください。

水俣病の補償・救済

1959年12月30日	見舞金契約（チッソと水俣病患者診査協議会で認められた患者）
1973年7月	補償協定締結（チッソとの協定、認定された患者のみが対象）
1974年9月	公害健康被害の補償等に関する法律（認定された患者のみ）
1974年12月	認定申請者治療研究事業「認定申請者医療手帳」
1996年	水俣病総合対策医療事業　「医療手帳+一時金」「保健手帳」
2005年	水俣病総合対策医療事業の拡充「保健手帳」
2009年	水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法 「被害者手帳+一時金」「水俣病被害者手帳」
上記以外に訴訟で勝訴した患者の手帳がある。	

2020年8月末の水俣病認定申請状況

熊本県認定業務の現状（2020年8月末現在）

	県関係	臨措法関係(注)	計
申請件数	21,735	447	22,182
認定件数	1,758	32	1,790
棄却件数	12,646	350	12,996
取下等件数	6,869	65	6,963
現在の認定申請件数	433	0	433

(注) 臨措法関係：「水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法」に基づき、環境省に対して認定 申請がなされた案件に関する状況。
https://www.pref.kumamoto.jp/common/UploadFileOutput.ashx?c_id=3&id=19936&sub_id=42&flid=249265

鹿児島県のこれまでの処分状況等（人）

申請者数	処分済		未処分	
	認定	棄却	保留	未審査
延5,818人	493	延4,209	0	1,116
実申請者　3,843	延4,702		1,116	

http://www.pref.kagoshima.jp/ad01/kurashi-kankyo/kankyo/minamata/toukei.html

水俣病認定申請処理状況（2020年4月30日現在）

県別/項目	申請実数	処分数		未処分
		認定	棄却	未審査
熊本県	15,208	1790 (1548)	12,996	422
内水俣市	5,006	965	3,988	53
鹿児島県	5,796	493 (413)	4,209	1,094
合計	21004	2,283 (1961)	17,205	1,516

表中で、（　）は死亡者数再掲

水俣病資料館　https://minamata195651.jp/list.html#3

	熊本県	鹿児島県	備考
95年政治的和解 総合対策医療事業	12,374人 （医療手帳11,152人、保健手帳1,222人）		平成27年環境白書 314～315P
平成17年10月～22年7月総合対策医療事業	28,364人（保健手帳）		平成27年環境白書 314～315P
特措法による給付対象者：被害者手帳	22,816人	13,545人	2014年8月29日熊本県報道資料

水俣奇病対策と救済措置　発生当初「奇病・伝染病」

1956年 5月28日	「水俣市奇病対策委員会」（水俣保健所、市医師会、市立病院、チッソ附属病院、市衛生課で構成）発足し、患者の措置・原因究明にあたる。 伝染病と早合点して因襲的な考えから、ひたむきに患者発生を隠蔽していた。
7月27日	伝染病「擬似日本脳炎」とし、市隔離病院（避病院）に隔離 （日本脳炎に準じ、伝染病の防疫措置に従い実施） ＊医療費負担がない
8月	奇病発生地域の消毒　（消化器伝染病及び日本脳炎に準じて実施） 井戸の消毒、患者発生自宅の消毒及び鼠族駆除
8月3日	熊本県衛生部が、厚生省に「原因不明の脳炎様疾患多発」を報告
8月30日	熊本大学病院藤崎台分院、隔離病棟に「学用患者」として収容　＊医療費負担がない　水俣市：1957年5月27日入院患者の付添人に食費月額4,000円を支給

1958（昭和33）年平均月収16608円

https://nenji-toukei.com/n/kiji/10023/

1956年 11月3日	**熊本大学研究班「伝染性疾患は<u>否定</u>、ある種の重金属中毒、特にマンガンが疑われる。人体への侵入は<u>魚介類</u>による。」 その汚染原因はチッソの工場排水が注目される**
1957年 2月	熊大：水俣湾内の漁獲禁止必要
8月	16日　熊本県は、厚生省（当時）に水俣湾産魚介類販売の禁止措置について、食品衛生法適用の是非について照会 水俣市漁協、地先漁業の<u>自粛</u>を組合員に通告
9月	厚生省（当時）は　湾内魚介類すべてが有毒化した根拠はない 「水俣湾内特定地域の魚介類のすべてが有毒化しているという明らかな根拠が認められないので、当該特定地域にて漁獲された魚介類のすべてに対し食品衛生法第４条第２号を適用することはできないものと考える」昭和32年9月11日、厚生省公衆衛生局長
10月	15日　水俣病奇病対策委員会、12人（うち3人死亡）を水俣病と決定。 水俣市、奇病49世帯の実態調査。生活扶助17世帯など
12月	26日　水俣市、奇病世帯に更生資金貸出（14世帯　64万円）

1958年8月	15日　水俣市議会対策特別協議会、水俣湾一帯の漁獲、食用自粛を促進することを決定 15日水俣市奇病対策委員会、水俣湾の魚を食べないよう地元へ自粛を要望、患者宅の視察 21日　熊本県、熊本県漁連関係漁協等へ水俣湾内での操業厳禁を指導通達
12月	水俣市立病院に水俣病専用仮病棟完成、患者11人収容
1959年7月	8日　熊本県議会「水俣病特別対策委員会」設置 14日　水俣市立病院に水俣病専用病棟落成、29人が公費入院 熊本大学研究班会議で有機水銀説報告

1957（昭和32）年度　患者発生状況	49世帯　64人（水俣病事件資料集上巻361p）
1957（昭和32）年度　生活保護適用状況	17世帯　（水俣病事件資料集上巻361p）
1957（昭和32）年度　世帯更生資金貸付	17人　（水俣病事件資料集上巻364p）
1959（昭和34）年　患者発生状況	63世帯79人（死亡32人含）（水俣病事件資料集上巻542p）
1968（昭和43）年　患者発生状況	89世帯　111人（水俣病事件資料集下巻1734p）
1970（昭和45）年　患者発生状況	121人（胎児性23人、死亡46人）（企業の責任296p）

患者たちは？　患者とその家族の生活は窮乏、孤立

1957年8月	水俣奇病罹災者互助会結成（後に水俣病患者家庭互助会）

1959年11月25日
チッソ工場へ
補償金2億3千万円、
一人当たり　300万円を要求

チッソ工場側
「厚生省の発表では、病気の原因と工場排水との関係はなんら明らかにされていない」

1959年11月	水俣市に（11/21熊本県に陳情）被害補償の陳情
	工場前に座り込み

「魚をとっても売れない。それで漁民の暮らしだから食うの困っているのです。」「もう、本当に食うか食わず、米代も皆働けないから、ないわけです」
「（前略）私たち正門に座り込んでおってはずかしい思いをしながら、従業員の人にさえも私たちは隠れながら、座り込みをやっておりました。」

見舞金契約　1959年12月30日　調印

死者	30万円
葬祭料	2万円
年金 成人	10万円/年
年金 未成年者	3万円/年 （成人に達したら5万円/年）

水俣病紛争調停委員会 1959年11月24日発足
寺本熊本県知事
岩尾熊本県議会議長
中村止水俣市長
河津県町村会長
伊豆熊日社長

「この案を呑まなければわれわれ調停委員会は手を引くといわれ、患者達は、生活の苦しさと孤立した闘いのなかで、ついに涙を飲んでその「見舞金契約」に調印した。」

原田正純：『水俣病』岩波新書 1989年　p 60

「将来、原因が工場排水と決定しても 新たな補償要求は一切しない」条項。

　責任の所在もない。

その後、水俣病がチッソ株式会社を原因とする公害と認められる1968年まで被害者たちは放置。

＊1959年12月25日

　厚生省　水俣病患者診査協議会設置（臨時）

（1961年9月 14日水俣病患者診査会発足（主管：熊本県衛生部））

1962年11月　胎児性水俣病が認定

見舞金契約　1959年12月30日　調印

死者	30万円
葬祭料	2万円
年金 成人	10万円/年
年金 未成年者	3万円/年 （成人に達したら5万円/年）

水俣病紛争調停委員会 1959年11月24日発足
寺本熊本県知事
岩尾熊本県議会議長
中村止水俣市長
河津県町村会長
伊豆熊日社長

「この案を呑まなければわれわれ調停委員会は手を引くといわれ、患者達は、生活の苦しさと孤立した闘いのなかで、ついに涙を飲んでその「見舞金契約」に調印した。」

原田正純：『水俣病』岩波新書 1989年　p 60

「将来、原因が工場排水と決定しても 新たな補償要求は一切しない」条項。

　責任の所在もない。

その後、水俣病がチッソ株式会社を原因とする公害と認められる1968年まで被害者たちは放置。

＊1959年12月25日

　厚生省　水俣病患者診査協議会設置（臨時）

（1961年9月 14日水俣病患者診査会発足（主管：熊本県衛生部））

1962年11月　胎児性水俣病が認定

胎児性水俣病の認定　障害者に「水俣奇病」

1961年3月	一人の脳性小児まひ患者が死亡し解剖され、その結果、その子どもだけが胎児性水俣病と認められた。 　他の子どもたちは、認められず。

役所の人は

一人は水俣病とわかったが、ほかの子どもたちがみんなそうだということはわからないので、もう一人死ぬとわかる

1962年9月	もう一人の胎児性患者が死亡し解剖され、その結果、胎盤を経由した水俣病であることが証明された。

1962年11月	胎児性水俣病　16人が認定 　2011年**現在、　原田調査では、胎児性水俣病患者　68人**

胎児性患者しのぶさんは、小さいころのことを
「近所に友達がいたが、水俣病じゃない。どうして自分ばかり水俣病にならなんとかなと思った。やっぱり近所の友達と遊べなかった」

　水俣病は奇病であり、感染するのではないかと恐れる人々は、胎児性水俣病患者と遊ぶことを禁じていた。水俣病と認められたことでこのような差別が胎児性水俣病患者に向けられた。

胎児性・小児性水俣病患者は病院・施設、学校教育の中で

1959年	水俣市立病院水俣病専用病棟
1965年	水俣市立病院付属湯之児病院 西日本で初めてのリハビリテーションを備えた病院
1972年	水俣市立重度心身障害児（者）施設「明水園」 認定された水俣病患者だけの施設

水俣市では被害者が多く、水俣病が社会的問題になったこともあって医療施設を設置
そのことにより水俣病患者達は一箇所に集められ、治療、リハビリと医療を中心としたケアが受けられた。しかし、そのことが却って長期施設入所を可能にし、現在に至っても施設暮らしを強いられることにもなっている。

「いたいけな小児患者が“生ける屍”としてベッドに釘付けにされたり、片言しか云えない小児がヨチヨチ廊下をよろめき歩くのを見たり、或は漁村のあばら家に母親の涙の眼に見守られている身動きできない小児患者を見ると、なんとも云えない義憤の心が浪うつのである。」（1964年）

内田守「水俣病のとリハビリティションと社会的治療の諸問題」
『熊本短大論集第34号』 熊本短期大学　1967年6月p28

「部屋に入るとむっと悪臭が鼻につきました。7、8人寝転がっていました。犬の遠吠えのような唸り声をあげ、タオルの胸かけが、よだれでべとべとになっていました。救いを求めて熊本から母を呼び、48歳の私は母にしがみついて寝ました」（1963年）

松本勉･上村好男･中原孝矩編『水俣病患者とともに　日吉フミコ闘いの記録』
草風館2001年P39

法律による補償　　－公害としての「水俣病」－

1968年5月	チッソ工場 アセトアルデヒド製造停止
9月	政府が水俣病は公害と認定
患者達	チッソと補償交渉を迫る
チッソ	「補償基準の目安がない」と具体策を出さず進展せず。厚生省に補償基準をつくる委員会設置を申入れ
厚生省	「水俣病補償処理委員会」を設置することになり、患者に対して「委員の選任は厚生省に一任し、結論には異議なく従う」という確約書を求めた
患者達	確約書を提出し厚生省に依頼する人達。　患者79人
	チッソと直接交渉する人達。
	「見舞金契約」二の舞を踏まないと決意した患者と家族29世帯112人（患者42人）は1969年6月14日に熊本地裁にチッソの責任を追及するために提訴
1973年3月	水俣病第一次訴訟　原告勝訴判決
7月	チッソと患者の間で「補償協定」締結
1974年9月	公害健康被害の補償等に関する法律

水俣病に関する見解と今後の措置
昭和43年9月26日　厚生省

１ 水俣病の本態とその原因

水俣病は、水俣湾産の魚介類を長期かつ大量に摂取したことによつて起った中毒性中枢神経系疾患である。その原因物質は、メチル水銀化合物であり、新日本窒素水俣工場のアセトアルデヒド酢酸設備内で生成されたメチル水銀化合物が工場廃水に含まれて排出され、水俣湾内の魚介類を汚染し、その体内で濃縮されたメチル水銀化合物を保有する魚介類を地域住民が摂食することによって生じたものと認められる。水俣病患者の発生は昭和35 年を最後として、終息しているが、これは、昭和32 年に水俣湾産の魚介類の摂食が禁止されたことや、工場の廃水処理施設が昭和35 年１月以降整備されたことによるものと考えられる。

2 これまでの経緯と今後の措置

（1）経緯

(ｲ) 水俣病については、厚生省は昭和31 年以来その原因究明と対策にあたるとともに、食品衛生調査会に水俣食中毒特別部会を設け、慎重に調査、審議した結果、昭和34 年11 月に厚生大臣に対してその答申が提出された。

また、患者に対しては38 年以来県、市と協力して患者の医療対策を進めてきた。

(ﾛ) 昭和34 年12 月新日本窒素肥料株式会社と患者グループとの間において民事上の和解が成立している。

(ﾊ) 昭和35 年 2 月政府全体としての総合的見地より、水俣病の原因究明と対策を検討するため、経済企画庁に「水俣病総合対策協議会」を設け数次にわたる検討が行なわれた。

(ﾆ) 本件の最終結論に関しては、本年 7 月経済企画庁長官と厚生大臣の話し合いにより、直接人の健康の被害にかかわる問題であるので、公害対策基本法の主務大臣が行なうこととされた。

水俣病訴訟と運動　～被害の象徴～

1969年

1970年

1973年

1980年

裁判では、胎児性患者の親や医学者が被害の実態を証明することになったため、被害によって何も出来ないことを強調し証言した。

1970年5月25日　あっせん阻止
　患者のパネルを手に水俣病補償処理委員会のあっせん阻止を叫ぶ人たち

熊本日日新聞社編集局偏 「水俣病50年　報道写真集」熊日日新聞社 2006年

患者達	チッソと補償交渉を迫る
チッソ	「補償基準の目安がない」と具体策を出さず進展せず。厚生省に補償基準をつくる委員会設置を申入れ
厚生省	「水俣病補償処理委員会」を設置することになり、患者に対して「委員の選任は厚生省に一任し、結論には異議なく従う」という確約書を求めた
患者達	確約書を提出し厚生省に依頼する人達。　患者79人
	チッソと直接交渉する人達。
	「見舞金契約」二の舞を踏まないと決意した患者と家族29世帯112人（患者42人）は1969年6月14日に熊本地裁にチッソの責任を追及するために提訴

水俣病裁判
（第一次訴訟）
熊本地方裁判所
1973年3月20日　判決
原告勝訴

チッソと患者との間で交わされた補償協定

		公害健康被害の補償などに関する法律		
施行年月		昭和48年10月（旧法は昭和44年12月公布）		
		水俣病認定患者とチッソとの補償協定		
申請期限		なし		
給付内容（金額は2015年）		Aランク	Bランク	Cランク
チッソが直接負担	一時金	1800万円	1700万円	1,600万円
	終身特別調整手当	177,000円/月	91,000円/月	71,000円/月
	医療手当入院	15日以上36,200円、8～14日34,200円、1～7日25,100円		
	医療手当通院	1日以上　25,100円		
	医療費	チッソが全額を負担		
	介護費	45600円		
	葬祭料	558000円		
患者医療生活保障基金	針・灸治療費/療養費	回数・金額に上限なし		
	温泉治療券（年間/本人家族分の総計）	65600円	65600円	49200円
	その他	おむつ手当10000円、介添手当22,950円、香典100000円、マッサージ治療費1回1000円（年25回以内）、胎児性患者就学援助費（年間）小学生50300円・中学生74100円、通院交通費10km未満270円・20km未満400円・20km以上600円・離島680円		

チッソとの補償協定　1973年と2013年

表　チッソとの補償協定等による認定患者への補償内容　1973年

チッソが直接負担　（単位=円）

内容　/　ランク	A	B	C
慰謝料	1800万円	1700万円	1600万円
特別調整手当　月額	60,000	30,000	20,000
医療手当(治療費)　通院	4,000～5,000		
入院	5,000～7,000		
医療費(治療費)	チッソが全額負担		
介護費	5,000～10,000		
葬祭料	200,000～233,000(1974年当時)		

出典)平成24年4月2日ミカコ第1号　チッソ株式会社水俣本部　本部長　木庭竜一「医療手当および介護費の額の改定について(ご報告)」「水俣病問答集」より作成

表　チッソとの補償協定等による認定患者への補償内容　2013年

チッソが直接負担　（単位=円）

内容　/　ランク	A	B	C
慰謝料	1800万円	1700万円	1600万円
特別調整手当　月額	169,000	90,000	68,000
医療手当(治療費)　通院	24,800		
入院	24,800～35,700		
医療費(治療費)	チッソが全額負担		
介護費	46,400		
葬祭料	537,000		

出典)平成24年4月2日ミカコ第1号　チッソ株式会社水俣本部　本部長　木庭竜一「医療手当および介護費の額の改定について(ご報告)」「水俣病問答集」より作成

チッソとの補償協定　患者医療生活保障基金
1973年と2013年

表　チッソとの補償協定等による認定患者への補償内容　1973年

患者医療生活保障基金　（単位=円）

内容　／　ランク	A	B	C
おむつ手当	10,000		
介添手当	10,000		
香典	100,000		
胎児性患者就学援助金	小学生	25000／年	
	中学生	35000／年	
温泉治療費	無料券32回分 宿泊無料券4回分		
	家族無料券		家族半額券
鍼灸治療費	はり、きゅう施術利用証が必要		
マッサージ治療費	1回300円、20回／年(1974当時)		
通院のための交通費	270～680		
その他必要な費用			

出典）平成24年4月2日ミカコ第1号　チッソ株式会社水俣本部　本部長　木庭竜一「医療手当および介護費の額の改定について（ご報告）」、「水俣病問答集」より作成

表　チッソとの補償協定等による認定患者への補償内容　2013年

患者医療生活保障基金　（単位=円）

内容　／　ランク	A	B	C
おむつ手当	10,000		
介添手当	23,200		
香典	100,000		
胎児性患者就学援助金（1980年当時）	小学生	50,300／年	
	中学生	74,100／年	
温泉治療費	無料券32回分 宿泊無料券4回分		
	家族無料券		家族半額券
鍼灸治療費	はり、きゅう施術利用証が必要		
マッサージ治療費	1回1000、25回／年(1981年)		
通院のための交通費	270～600		
その他必要な費用			

出典）平成24年4月2日ミカコ第1号　チッソ株式会社水俣本部　本部長　木庭竜一「医療手当および介護費の額の改定について（ご報告）」、「水俣病問答集」より作成

法・通知・通達	認定申請者治療研究事業
施行年月	昭和49年12月
	認定申請者医療手帳
申請期限	＊有効期限：知事の処分があった月の末日まで
給付内容（金額は2015年）	
一時金	なし
年金	なし
医療手当入院	なし
医療手当通院	保留者には、研究治療手当（500円/療養日）
医療費	自己負担分を国・県が負担
介護費	なし
葬祭料	なし
針・灸治療費/療養費	針・灸施術療養費:月5回を限度（1回の限度額がある）
温泉治療券	なし
その他	介護費用（医療系サービス）の自己負担分
	◎保留者にはマッサージ施術の医療保険定期用外、再検診手当（500円/日）、離島手当（500円/療養日）、介添手当（月10日未満5000円/月・月10日以上20未満7500円/月・月20日以上10000円/月）を支給

公健法　認定制度が及ぼしたもの

医師に水俣病と診断されても、認定審査会で水俣病と認定されないと水俣病患者として認められず、補償を受けられない。

水俣病の未認定問題が大きな社会問題。認定申請者は増加。

裁判で解決を求める2000人以上の原告のいるマンモス訴訟が
熊本、福岡、京都、東京の地裁　で裁判が提訴

1990年9月	東京地裁「水俣病問題の早期解決のためには話し合いによるほかない」

水俣病事件史上初めて和解を勧告

水俣病被害者も高齢化
「生きているうちに救済を」苦渋の決断

1995年～1996年	政府による最終解決策に基づく和解協定 責任の所在のないもの・・・　「水俣病総合対策医療事業」
	和解協定案を受託 訴訟に加わっていない患者各団体も解決策に調印 関西訴訟だけが調印せず。

表7　　各訴訟における和解勧告の状況

訴訟名	裁判所	和解勧告	和解受諾	
			チッソ	県
3次1陣訴訟	福岡高裁	平成2年10月12日	平成2年11月28日	平成2年11月26日
3次2陣訴訟	熊本地裁	平成2年10月4日	平成2年11月5日	平成2年10月31日
東京訴訟（A号・B号共通）	東京地裁	平成2年9月28日	平成2年10月5日	平成2年10月15日
関西訴訟	大阪地裁	平成4年12月7日	平成4年12月25日	平成4年12月25日
京都訴訟	京都地裁	平成2年11月9日		平成2年12月21日
福岡訴訟	福岡地裁	平成2年10月18日	平成3年1月22日	平成2年12月21日

出典）熊本県環境公害部『訴訟概要』平成5年10月　p 14～19を基に筆者作成

政治的和解も、責任の所在のないもの・・・・・

これによって水俣病問題は解決したとされ地域再生の「もやい直し」への取り組みへ

また、水俣病は、終わったと・・・

法・通知・通達	総合対策医療事業				
施行年月	（平成8年1月12日公布）				
	医療手帳		保健手帳		（新）保健手帳
申請期限	1992年6月～1995年3月				2005年10月13日～
	1996年1月22日～7月1日				2010年7月31日
	5年ごとの更新が必要		更新不要だったが、特別措置法施行後被害者手帳への変更が		
給付内容					
一時金	260万円		なし		なし
年金	なし		なし		なし
療養手当入院	23500円		なし		なし
療養手当通院	70歳以上 21200円	外来通院月2回以上	なし		なし
	70歳以下 17200円	外来通院月1回以上			
療養費	自己負担分を国・県が負担		上限月7500円・5回	自己負担分を国・県が負担	自己負担分を国・県が負担
針・灸治療費/療養費	上限月7500円月5回、1回限度額がある	月額7500円以内で国・県が負担（回数制限1回当りの上限廃止）温泉療養費が追加	1回限度額がある	月額7500円以内で国・県が負担（回数制限1回当りの上限廃止）	月額7500円以内で国・県が負担
温泉治療券	なし				
その他	介護費用（医療系サービス）の自己負担分				
	赤字：2004年水俣病関西訴訟最高裁判決で国・県の責任が明確になった後、平成17年より拡充。青字：拡充前。				

熊本日日新聞
朝刊
発行所
熊本日日新聞社
〒860-8506 熊本市世安町172
電代 (096)361-3111
URL http://www.kumanichi.com
10月16日
(土曜日)

水俣病 国と県に責任

関西訴訟 原告側が勝訴

最高裁 初判断

規制怠り被害拡大

未認定37人に7150万円賠償

熊本、鹿児島両県の不知火海沿岸に移住した水俣病未認定患者らの損害賠償を求めた「水俣病関西訴訟」の上告審判決が十五日、最高裁第二小法廷であった。同川裕弘裁判長は「二九六〇（昭和三十五）年以降、国、県が規制権限を行使しなかったのは違法」と判断、チッソ工場の排水処理を怠った行政責任を認めた大阪高裁判決を維持、国と県の上告を棄却し、患者原告三十七人について計三百五十万円の賠償責任を認めた。【2、3、4、24、26、27面に関連記事】

水俣病の被害拡大をめぐって、行政の法的責任を認めるか否かが争点になった。国の水俣病対策本部は、次官会議の了解を経ての閣議了解を各大臣の「了承」で代行させるなどの手続を踏んでいたが、唯一、上告審で争われた閣議了解で、最高裁が初めて「法的拘束力を認める」ことになった。

また水俣病事件史上初めて、国、県の法的責任を確定させることで、公害認定から四十八年余経過した水俣病問題は新たな段階を迎えることになった。

判決は日本の公害行政に対し、国、県は五九年十一月の時点で水俣病の発生原因を特定し、被害拡大を防ぐ責任があったとして、その責任を怠ったとした。

その上で「国は水俣病（公害）発生、工場排水規制権限（に関する）法的責任を負う」と指摘した。

水俣病の病像については、「感覚障害は（中枢神経系の）広範な障害（の結果）」とし、「（患者）五十二年（の認定条件）は（原因）と（その）因果関係の上限を画した」とした。

判決は「（国が）法的責任を負うべき」（法的責任）と認めた。チッソ（熊本）を定め、チッソ（熊本）を定め、川上裁判長は「（国が）法的責任を負うべき」（法的責任）と認めた。

水俣病の病像については、「感覚障害は（中枢神経系の）広範な障害（の結果）」とし、「（患者）五十二年（の認定条件）は（原因）と（その）因果関係の上限を画した」とした

2004年10月　チッソ水俣病関西訴訟最高裁判決

1.責任について	国・県の責任が明確
2.対象者の要件(病像)	疫学条件+感覚障害だけの水俣病
3.賠償内容	1人当たり400万円～800万円

患者たちの新たな動き

・認定申請者が急増
・被害者の運動が広がった
・裁判も

水俣病患者と認めるのではなく、水俣病にもみられる症状がある人が対象

2010年	**水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法**

新たな区分の水俣病患者→水俣病被害者
胎児性・小児性患者の切り捨て→出生年で区切る
加害企業の救済→チッソ分社化
国・県の行政責任は問われず
水俣病実態は不明　（被害地域・被害年数・人数）

新潟水俣病第4次訴訟和解	団体加算金2億円
水俣病不知火患者会集団訴訟　和解	団体一時金29億5千万円
水俣病被害者芦北の会（村上喜治会長、294人）	団体加算金：1億6千万円
水俣病被害者獅子島の会（滝下秀喜会長、８８人）	団体加算金：4千万円
水俣病出水の会（尾上利夫会長、３７８２人）	団体加算金： 29億5千万円

チッソと紛争終結の協定→対象者は、今後一切の裁判や自主交渉、患者認定の申請をしないことなどを約束
チッソ負担：一時金と団体一時金

調印に立ち会い

小林光	環境省上席参与
村田信一	熊本県副知事
宮本勝彬	水俣市長

あいまいにされたこと

「水俣病の発生・拡大に対する行政責任」

「水俣病患者としての補償」

1996年政治的解決　以降
　救済の対象者は**水俣病ではない**が一定の症状があり、
「救済を求めるには無理からぬ理由がある。」

2013年4月	溝口訴訟最高裁判決　勝訴　現行認定基準（52年判断条件）によって棄却とした熊本県の判断を覆した

「公害健康被害の補償等に関する法律に基づく水俣病の認定における総合的検討について（通知）」

平成26年3月7日
環境省総合環境政策局環境保健部長

2.総合的検討の内容

（1）申請者の有機水銀に対するばく露

①申請者の体内の有機水銀濃度	汚染当時の頭髪、血液、尿、臍帯などにおける濃度
②申請者の居住歴	住民数に比してどの程度の数の公健法等に基づく水俣病の認定があったかを確認すること
③申請者の家族歴	同居家族等の中に、公健法等に基づく水俣病の碑認定者がいるかどうか、どの程度いるか
④申請者の職業歴	同居していた家族等が、漁業等の魚介類を多食することになりやすい職業に従事していたか、その内容と期間

2005（平成17）年４月に当時の環境省小池百合子大臣の私的懇談会「水俣病問題に係る懇談会」

有馬朗人（元東大総長・元文部大臣）
嘉田由紀子（京都精華大学人文学部教授、平成18年4月に辞任）
加藤タケ子（社会福祉法人さかえの杜 ほっとはうす施設長）
金平輝子（元東京都副知事）
亀山継夫（元最高裁判所判事）
鳥井弘之（元日本経済新聞社論説委）
丸山定巳（前熊本大学文学部教授）
柳田邦男（ノンフィクション作家）
屋山太郎（政治評論家）
吉井正澄（前水俣市長）らの10名

「Ⅰ.発生の拡大と責任」、「Ⅱ.被害救済と地域再生」が議論
Ⅱのなかで胎児性患者に対する支援が検討
水俣病公式確認から50年を迎えた2006（平成18）年９月19日に「『水俣病に係る懇談会』提言書」

法・通知・通達	水俣病被害者特別措置法	
施行年月	（平成21年7月）	
	水俣病被害者手帳	
申請期限	2010年5月1日～3年をめどに終了	
	（既に認定申請中・保健手帳所持者は2011年3月31日まで）	
給付内容	救済措置対象者	療養費対象者
	（一時金+水俣病被害者手帳）	**（水俣病被害者手帳）**
一時金	210万円	なし
年金	なし	なし
療養手当入院	17700円	なし
療養手当通院	70歳以上15900円	なし
	70歳以下12900円	
療養費	自己負担分を国・県が負担	
針・灸治療費/療養費	月額7500円以内で国・県が負担	
温泉治療券		
その他	介護費用（**医療系サービス**）の自己負担分	
	離島加算1月につき1000円	

熊本県水俣病保健課の業務

胎児性・小児性患者等の支援　平成18年度～

2006（平成18）年　水俣病公式確認50年

目的	胎児性・小児性水俣病患者及びその家族等が、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、日常生活を支援するサービス等の充実を図る。
事業内容	介護保険制度や障がい者福祉制度といった既存の福祉制度の適用がない事業で、患者等の社会活動を支援するような事業等に対して補助する。

表9　熊本県事業　胎児性・小児性水俣病患者等の支援
胎児性・小児性患者などの地域生活支援事業　平成18年度～
①福祉サービスの提供など
②緊急時支援
③施設整備及び備品購入など
胎児性水俣病患者等ケアマネジメント・相談支援事業　平成23年度～
胎児性水俣病等なじみホームヘルパー等養成事業　平成23年度～
①水俣病を理解したホームヘルパー等養成支援事業
②なじみホームヘルパー等養成支援事業
胎児性水俣病患者等リハビリテーション支援事業　平成23年度～
胎児性・小児性水俣病患者夢実現（旅行）支援事業　平成25年度～平成27年度

表10　利用可能な施設（入所・通所）
水俣市立明水園（認定患者の為の入所施設・短期入所）
明水園家族棟　ぬくもりの家潮風　（短期入所）
社会福祉法人さかえの杜（ほっとはうす）（通所・短期入所）
NPO法人水俣病協働センター（ほたるの家）（通所）
支援センターまどか（通所）
わくワークみなまた（通所）
水俣市社会福祉協議会（通所）
グローバル園芸療法トレーニングセンター（通所）
NPO法人ひまわり芦北（通所）

出典）保健福祉サービスのしおり～水俣・芦北～より筆者作成

熊本県水俣病保健課
胎児性・小児性水俣病患者等に係る地域生活支援事業
平成26（2014）年度～

趣旨	知事は、胎児性・小児性水俣病患者等の地域における安心した日常生活の確保又は胎児性・小児性水俣病患者等の地域における社会参加（社会活 動等）の促進を支援するため、予算の範囲内において補助金を交付する
定義	胎児性・小児性水俣病患者等とは、原則として、胎児性・小児性水俣病患者のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法 律若しくは介護保険法（以下「障害者総合支援法等」という。）によるサー ビスを受けることができない者又は障害者総合支援法等によるサービスを受 けている者であってそれらのサービス以外のサービスを受ける必要があると 認められるもの及びそれらの患者の家族又は主な介護者

補助対象事業

胎児性・小児性患者等の地域における安心した日常生活の確保、又は 地域における社会参加の促進を図ることを目的とした事業

（１）胎児性・小児性患者等の地域における安心した日常生活の確保又は社会 参加の促進に資する事業（障害者総合支援法等の既存の福祉制度を拡充するものに限る。以下「サービス提供事業」という。）
（２）サービス提供事業等を実施するために必要な施設の改築、修繕及び備品 購入
（３）住まいの場又は日中活動の場等を提供するサービスであって、障害者総合支援法等に準じる事業（以下「施設運営事業」という。）
（４）施設運営事業又は障害者総合支援法等に基づくサービスを実施するために必要な施設の新築、増築等（以下「新築等」という。）及び備品購入
（５）平成２２年度水俣病患者施設医療福祉機能向上支援事業により整備した施設において行う、胎児性・小児性
（６）家族棟運営事業を実施するために必要な施設の改築、修繕及び備品購入

胎児性水俣病患者等リハビリテーション支援事業
なじみヘルパー等養成支援事業
胎児性・小児性水俣病患者住宅改造助成事業
水俣・芦北地域ホームヘルパー確保支援事業
胎児性・小児性水俣病患者夢実現支援事業

https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_22968.html

熊本日日新聞 2012年5月1日朝刊

「5・1」を考える――水俣病公式確認56年

水俣病特別措置法による未認定患者救済の終わりが近づいている。長い水俣病事件史の中で、現状をどうとらえるか。事件と長く向き合う原田正純医師に寄稿してもらった。

寄稿　医師・原田正純

【1面参照】

今年も5月1日がやってきた。水俣に汚染され、無残にも封じ込められた無数の生類たちが埋め立てられたその日から56年、水俣病犠牲者慰霊式が行われる。一昨年は鳩山由紀夫首相（当時）も出席した。政府・県・市などの行政関係者、チッソ関係者、患者とその家族、マスコミ関係者が、水銀ヘドロの埋め立て地に集まって合同慰霊式が粛々しく執行されるのである。

この日が水俣病公式確認の日であることは多列者の多くが知っているだろうが、国道3号線のすぐ下に、水俣病公式確認の契機となった第1号患者が、ひっそりと、生き続けていることを何人が意識しているだろうか。3号線からわずか100㍍も離れていない家に年世紀以上も密やかに、病魔との孤独な闘いを続けているのである。

その田中実子さんと会うと、水俣病は決して過去の話ではないことが分かる。彼女の姉は5歳で発病し、すでにこの世にてきず、終日座って手をすり合わせるなど言語運動を繰り返している。一生涯命に介護していた母親は「この子を残して死ぬことは耐えられない」と涙ながらに訴えられたことがあった。これは単なる病気ではないのである。企業が起こした傷害・殺人事件で犯罪なのである。亡くなった母親に代わって介護している妹の節もまた、病に倒れ療養中である。信じられないことが、この姉は認定されていない。

3歳で発病した実子さんには1973年に原告側が勝訴した1次訴訟を通して一時金1800万円と月々の手当が出ているが、問題が終わったものとして世間から注目されることも少なくなった。5月1日の慰霊式の日にさえ訪れる者もなく、マスコミに取り上げられることもない。1次訴訟のあの時の裁判原告たちは「補償金をもらった」から問題は終わったものとして忘却されている。

補償金をもらったことで何が解決したというのだろう。津奈木の夜明にも、声北の女島にもひっそりと暮らしている認定水俣病患者がいる。この子たちも50歳を超えているのに忘れ去られたように、問題は解決済みとばかりにマスコミに取り上げられることもない。自宅で寝たきりで、年老いた両親から必死に介護されている患者がいることを、環境大臣だってさえ意識していないのではないか。裁判返上が、最高裁が判断したように、これは企業と行政の犯罪行為なのである。

1次訴訟原告の浜元二徳さんは胃癌が急性増悪で亡くされ、自らも車椅子生活になった。これは事故ではない、殺人事件なのだ。「七転八倒する父親を背負えつけ、看病した苦悩と無念が、チッソの会長や社長らに想像できるだろうか。二徳さんは『ダイナマイトで工場を爆破しようと思ったが、従業員のことを考えるとやめた』と語ってくれた。この優しさの何分の一かなりをチッソが持っていたなら、水俣病の悲劇は違ったものになっていたであろう。

私と胎児性患者との初めての出会いとなり、胎児性患者の認定につながったのが金子一家である。父親は原因不明で無大神経病に入院したが、退院後間もなくになっており、後に水俣病と判明した。兄は小児性水俣病となり、弟は胎児性水俣病と認定された悲劇の一家である。病気に加えて差別と貧困もあった。家族の防衛のために水俣病という社会病の根の深さに心が痛む。しかし、その配慮は次第に薄れ始めている。

「何が辛かったかといえば、親戚、近所の人の冷たい目、学校の先生まで差別した。チッソも憎かったが、まわりも憎かった」と、2人の弟が公式確認第1号患者となった故親の田中アサノさんは繰り返し語ってくれた。近所はもちろん親戚からの差別にまで耐えなくてはならなかった。行政は全く無策であるばかりでなく、チッソ擁護にまわった。信じられないことだが、革新と言われた政党も労組合も無関心を装っていた。その後の歴史で彼らは政策的にも意思的にも大転換するのだが、それは70年代に入ってからである。

水俣病認定から半世紀。現在、多くの不知火海沿岸住民が水俣病特別措置法の申請にも名乗をあげている。彼らの大部分は間違いなく影響を受けているものである。彼らがようやく申請した理由は、自分が水俣病と思っていなかった人、政治的に隠ぺいされてきた人、組織心だった人、差別を恐れて隠してきた人、認定された患者を差別してきた人など、さまざまである。

現在、行政・チッソはわずかばかりの和解金で水俣病問題に終止符を打とうとしている。「生きているうちに救済を」という患者の訴えを逆手に取っているとしか思えない。その証拠に、行政が主導しチッソの社員まで巻き込んだ申請運動で、現在の救済制度をPRしている。医学的には認定は一人一人異なり、程度にも差があるのが常識である。一律補償は本来医学とはなじまないし、医学的実態の解明に水を差しかねない、将来の医学研究に補償を残しかねない。

「生きているうちに救済を」というスローガンの裏にある意味を読み取るべきであろう。裁判所も弁護士も支援者も、原告は病人であるから急ぐように」と主張するのを聞いたことがない。行政、チッソは提訴して引き延ばせば役人も担当者も代わる。先延ばしすれば良い。78年12月、一部の患者が起こした「待たせ賠償訴訟」では敗北続き、福岡高裁ともに「処分は2年が相当」という判決が出たことがある。原告が病人であることを考えれば完全に無視され続けている。裁判の長さと損わしてを考えるなら和解の方に手を挙げるのは当然であろう。

申請から2年目（亡くなって18年目）に認定を棄却された女性が起こした裁判がある。提訴から11年目の今年2月27日に、福岡高裁は水俣病と認める判決を下した。しかし、熊本県は3月8日、「行政の根幹にかかわる」として上告した。「行政の根幹」とは何なのか、県民に分かるように説明すべきである。

「行政の根幹」発言もチッソ会長の「極楽」発言も、自分の子どもが、夫が、妻が狂死した経験をしたという想像力があったら少しは違ったものになっただろう。普通の事故や病死ではないことを銘記すべきである。

補償で解決…忘却される患者

「今こそ水俣病の原点に立ち戻るべきだ」と話す原田正純さん　―熊本市の自宅で（石本智）

◇はらだ・まさずみ　1934年生まれ。59年熊本大医学部卒。同大大学院修了。神経精神科助手、講師を経て72年同大体質医学研究所助教授。99年熊本学園大社会福祉学部教授。「水俣学」を開講。2010年同大退職。熊本市在住。

「企業と行政の犯罪」と銘記を

用語解説

水俣病の公式確認　1956年5月1日、チッソ付属病院の細川一院長らが水俣市の幼い姉妹について、「原因不明の奇病の発生」を水俣保健所に届け出る。

第1次訴訟　患者側が1969年、原因企業チッソを相手に起こした水俣病事件に関する国内初の裁判。73年の熊本地裁判決は企業責任を断罪。チッソが患者側に、一切の請求権放棄を約束させていた見舞金契約は公序良俗違反とし、無効にした。

水俣病特別措置法　2009年、未認定患者救済とチッソ分社化をセットにして成立。救済対象者には210万円の一時金などが支給される。10年5月に受け付けが始まってからの申請は約5万3千件。環境省は今年7月31日を申請期限と定めている。

待たせ賠償訴訟　「待たせ賠償」は認定処分の遅れによって申請者が受けた精神的苦痛に対する慰謝料。患者運動のリーダーだった故川本輝夫さんが名付けた。1978年提訴。一審熊本地裁も二審福岡高裁も原告側が全面勝訴したが、最高裁は福岡高裁に差し戻し。原告側の全面敗訴となった。

水俣病の公式確認　チッソの後藤舜吉会長（当時）が2010年、社内報の年頭所感で、水俣病特別措置法に基づく事業会社設立に触れ、「水俣病の桎梏から解放されることで経営は安定し、社員のモラールも向上すると期待する」と表現。被害者側が反発した。

- 公式確認となった女性は今

J子さん　2020年5月現在
〇生年月日
　1953（昭和28）年5月生
〇年齢　67歳　　〇性別　女性
　6人兄弟姉妹の第6子（末子）
昭和31年
　水俣病患者診査協議会にて決定
昭和45年1月
　旧救済法による認定（Aランク）
障害者手帳1種1級
　意思の疎通はできず、食事介助、排せつ介助など日常生活すべてにおいて介助が必要。
〇家族内の水俣病被害状況
水俣病認定患者
父（1988年死亡）　母（1988年死亡）第5子（S子三女、1959年死亡）
医療手帳　第2子、第3子、第4子
被害者手帳　第1子（長男）

- 両親の死後、姉夫婦が中心となって介護を行っていた。
- 2009年姉が入院、2010年姉の夫が入院
- 在宅生活を続けるためには補償協定だけでは、生活をすることができない。
- 現在は、姉夫婦とも自宅に戻っているが、姉も介護が必要な状態
- J子さんの介護は、障害者総合支援法に基づく重度障害者等包括支援により居宅介護（食事介助、家事援助、訪問入浴、排せつ介護）と訪問看護を利用し在宅生活を続けている。

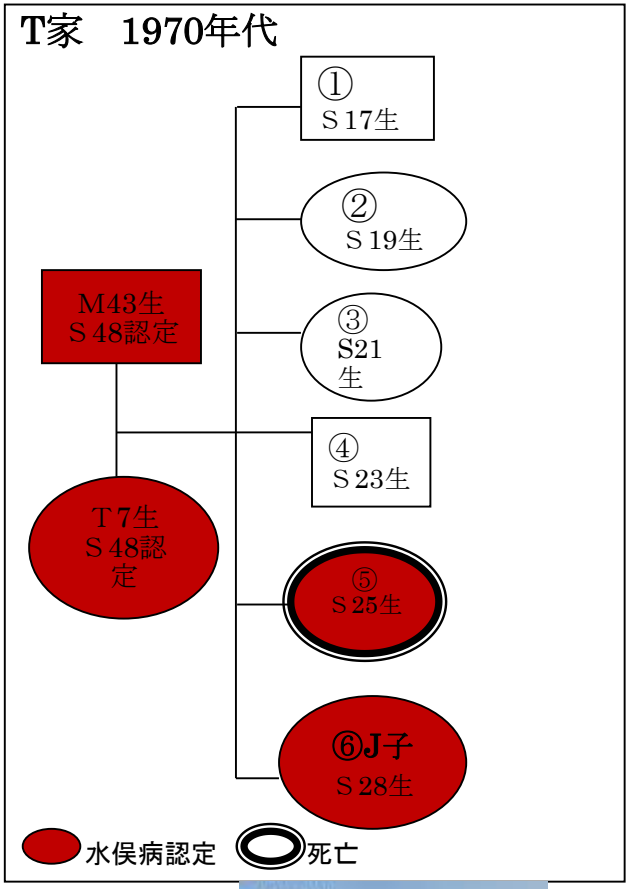

表1-1　チッソとの補償協定等による認定患者への補償内容　1973年

認定患者への補償	1973年当時		単位＝円
内容　／　ランク	A	B	C
特別調整手当　　月額	60,000	30,000	20,000
医療手当　通院	4,000～5,000		
入院	5,000～7,000		
医療費	チッソが全額負担		
介護費	15,000～20,000		
葬祭料	200,000～233,000（1974年当時）		

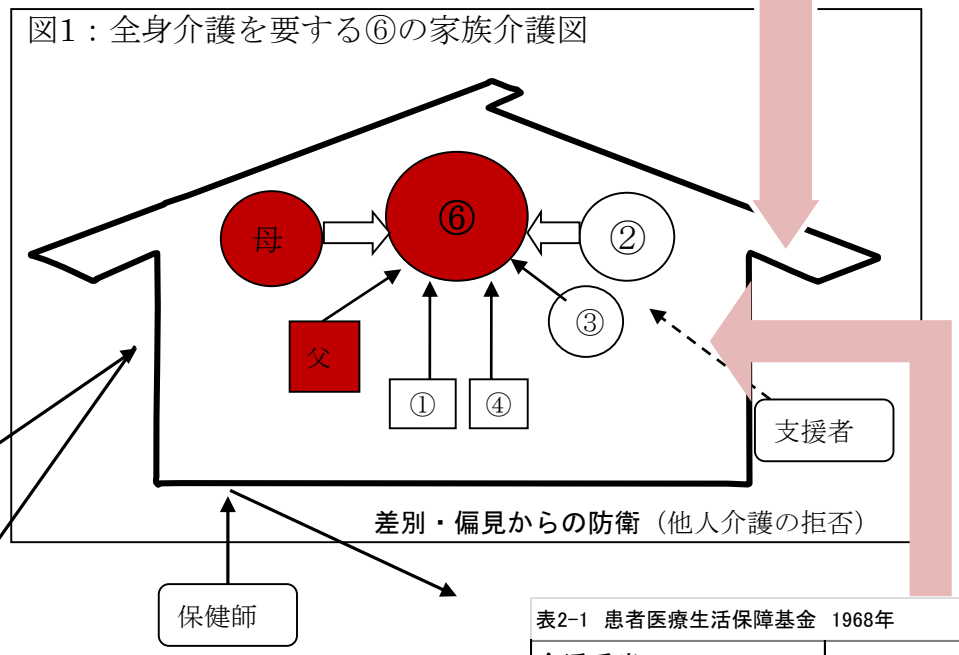

利用可能な施設
水俣市立病院水俣病患者専用病棟（1959～1965？）
水俣市立病院付属湯之児病院（1965～2005）
水俣市立明水園（認定患者の為の施設）（1972～）

熊本県事業
公害保健福祉事業
①家庭療養指導事業（保健師等の訪問）
②療養用具支給事業

表2-1　患者医療生活保障基金　1968年　　単位＝円

介添手当		10,000
おむつ手当		10,000
就学援助費		25,000～35,000
通院交通費　1日につき		120
マッサージ治療費（s49年）	年20回/1回	300
香典		100,000

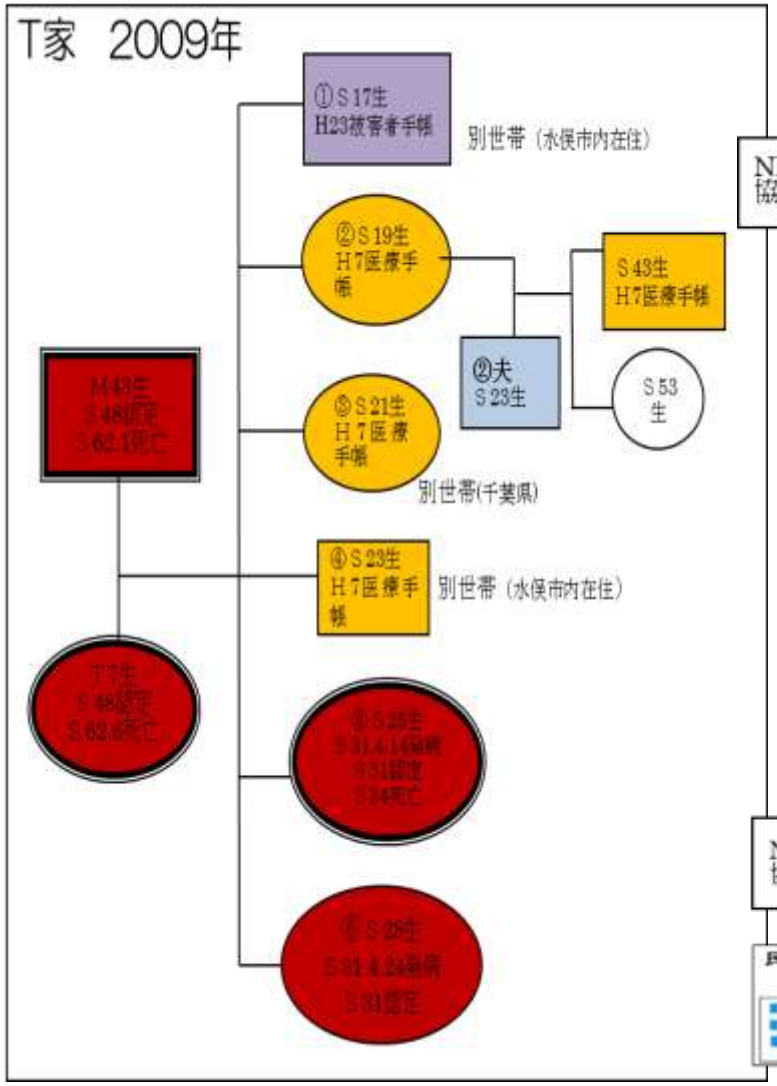

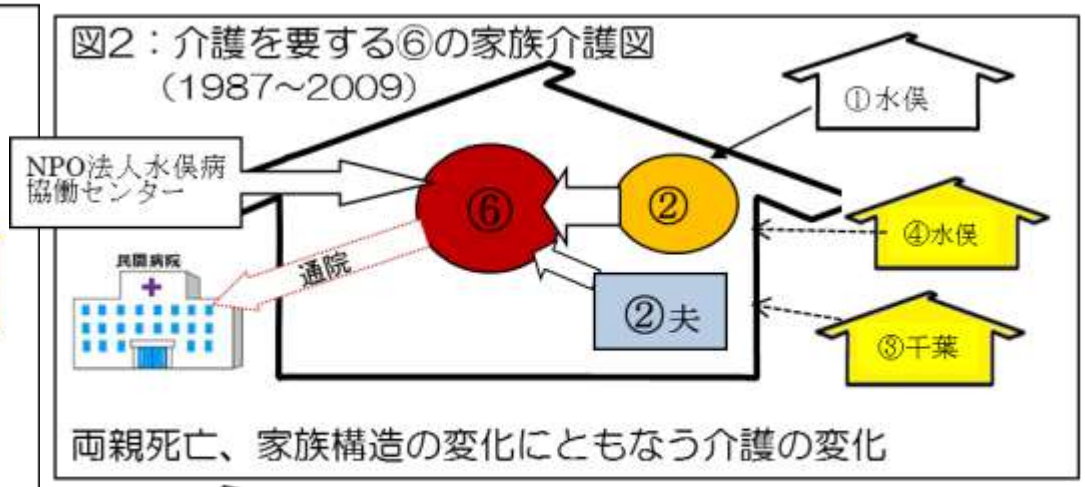

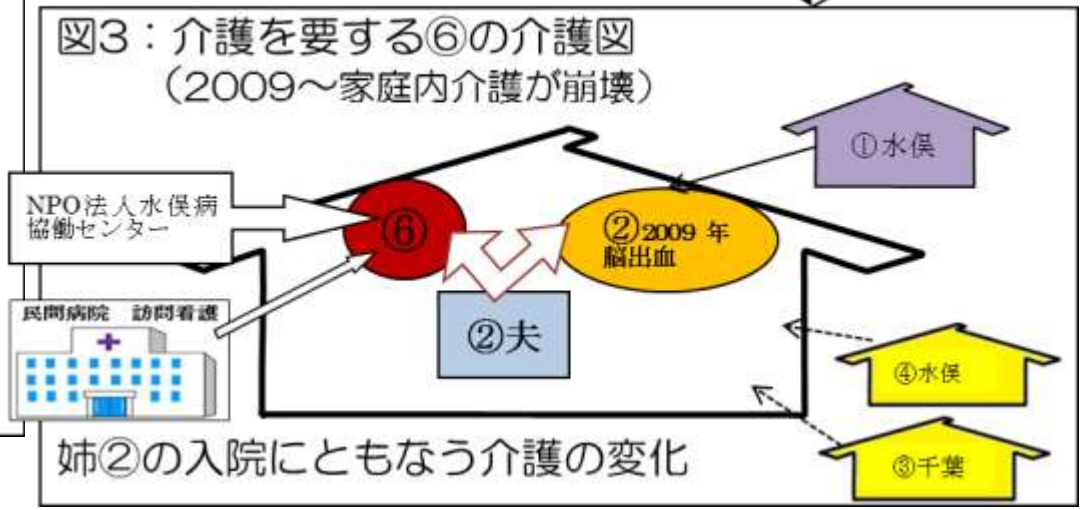

水俣病認定　医療手帳　被害者手帳

水俣病認定申請中　死亡

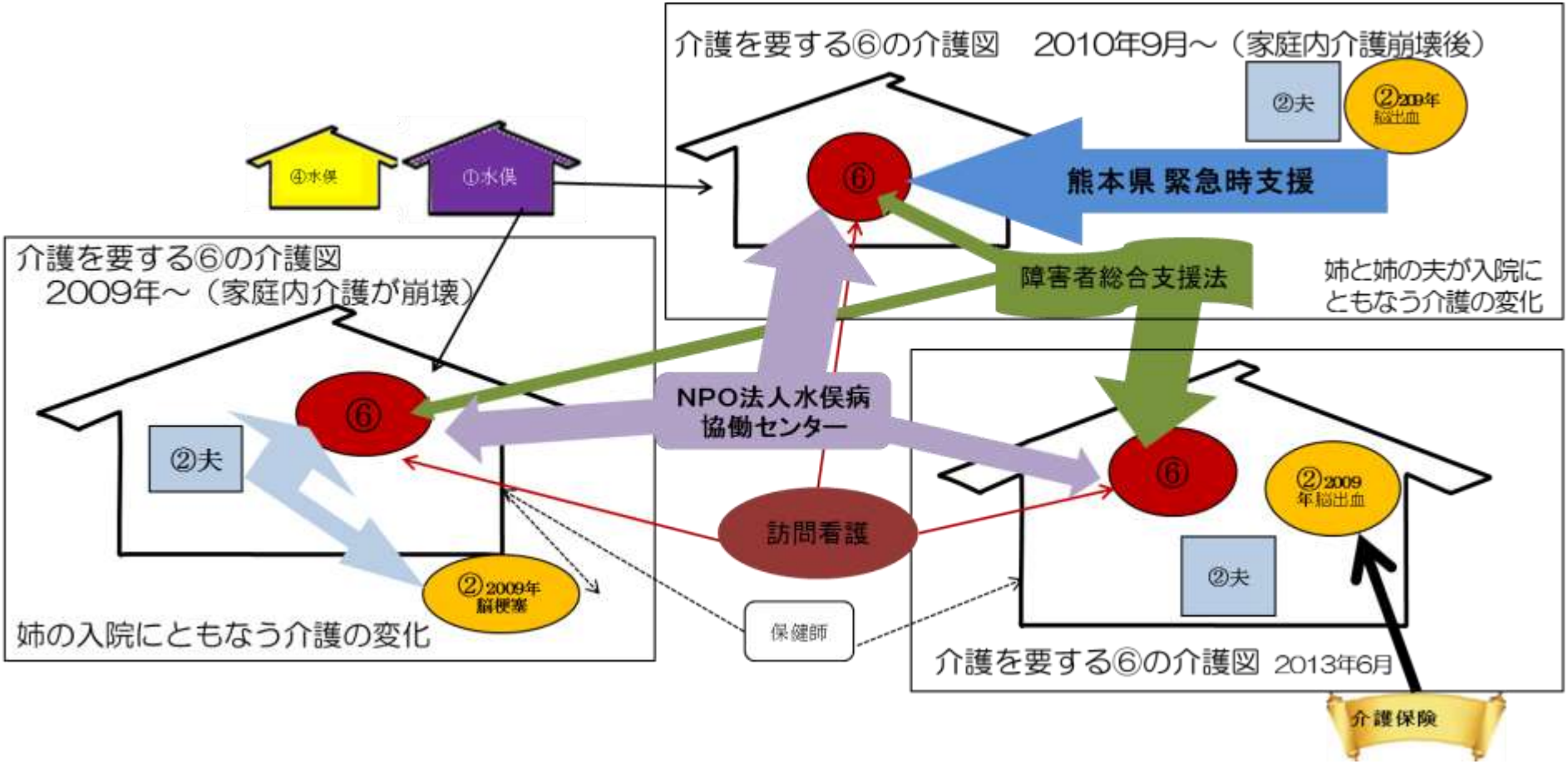
介護を要する⑥の介護図　2010年9月～（家庭内介護崩壊後）
②夫
②2009年 脳出血
⑥
熊本県 緊急時支援
障害者総合支援法
姉と姉の夫が入院にともなう介護の変化
④水俣
①水俣
介護を要する⑥の介護図
2009年～（家庭内介護が崩壊）
⑥
②夫
②2009年 脳梗塞
姉の入院にともなう介護の変化
NPO法人水俣病協働センター
訪問看護
保健師
⑥
②2009年 脳出血
②夫
介護を要する⑥の介護図 2013年6月
介護保険

⑥の1日の介護サービスの状況
2010年9月現在
出展）ヒアリングにより作成

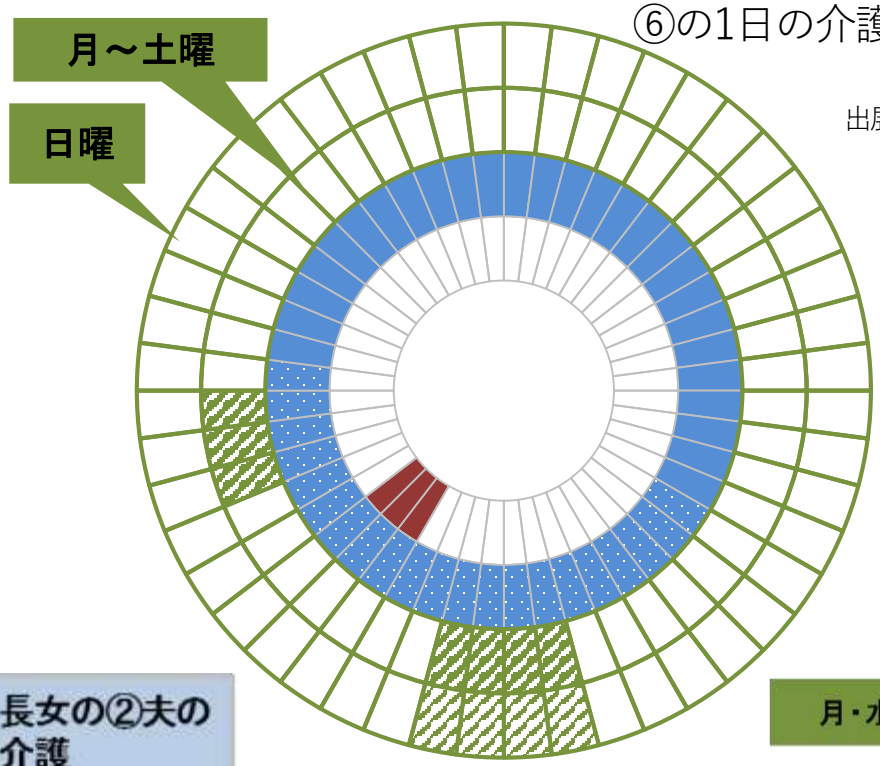

長女の②夫の介護

補償協定による訪問看護

熊本県事業緊急時支援

熊本県事業緊急時支援

障害者自立支援法総合支援法

家事援助食事介助

入浴介助

障害者自立支援法総合支援法

見守り

⑥の1日の介護サービスの状況
2013年6月現在
出展）ヒアリングにより作成

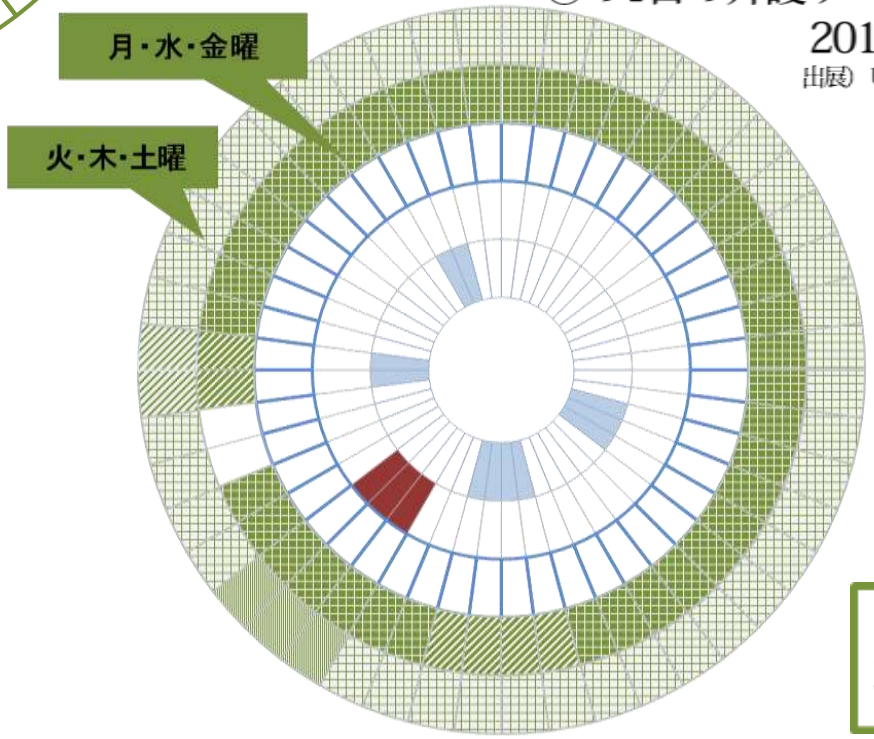

日曜
17：00～18：30
サービス提供なし

⑥の1日の介護サービスの状況
2013年6月現在

出展）ヒアリングにより作成

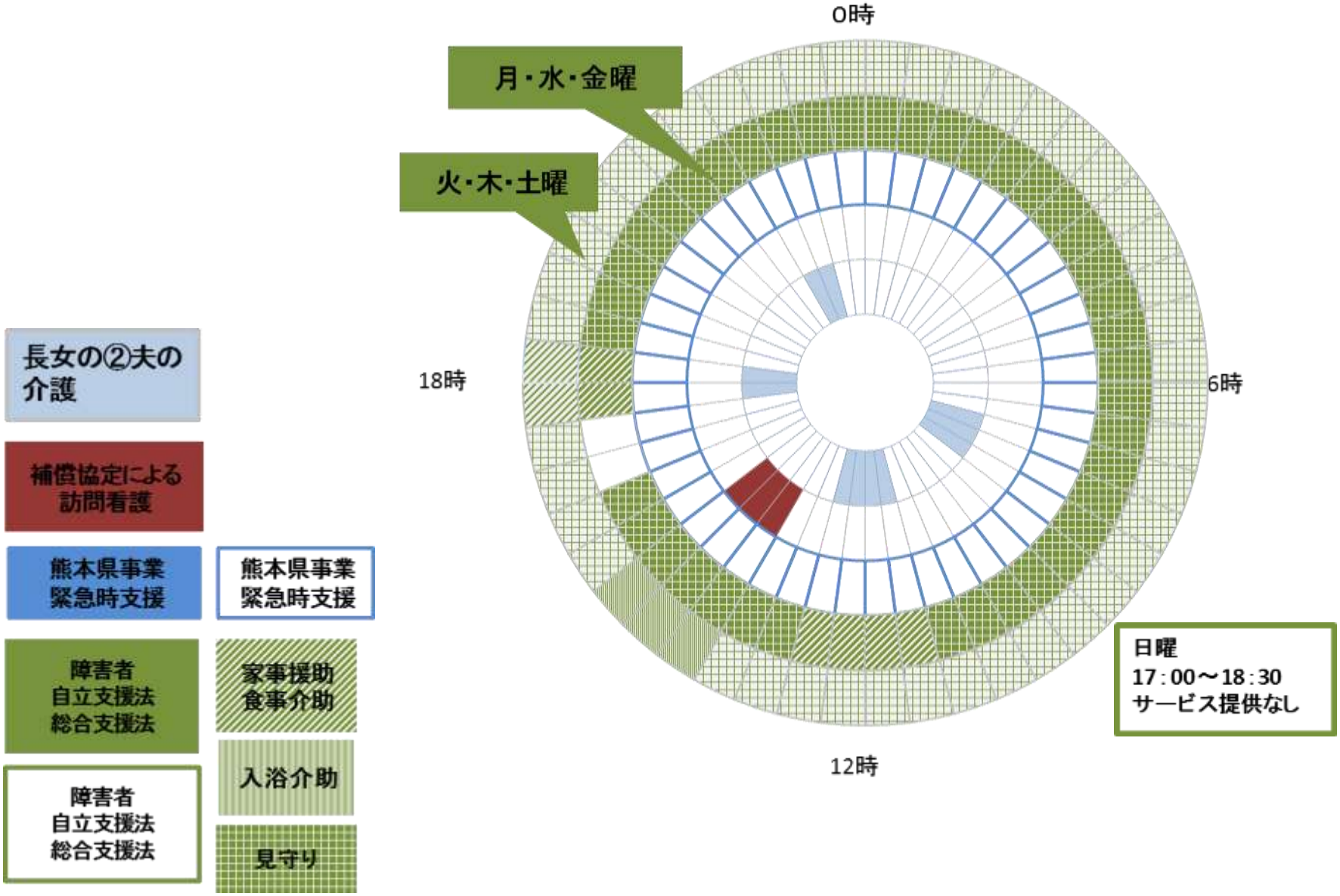

1日の介護利用時間の制度区分の変化

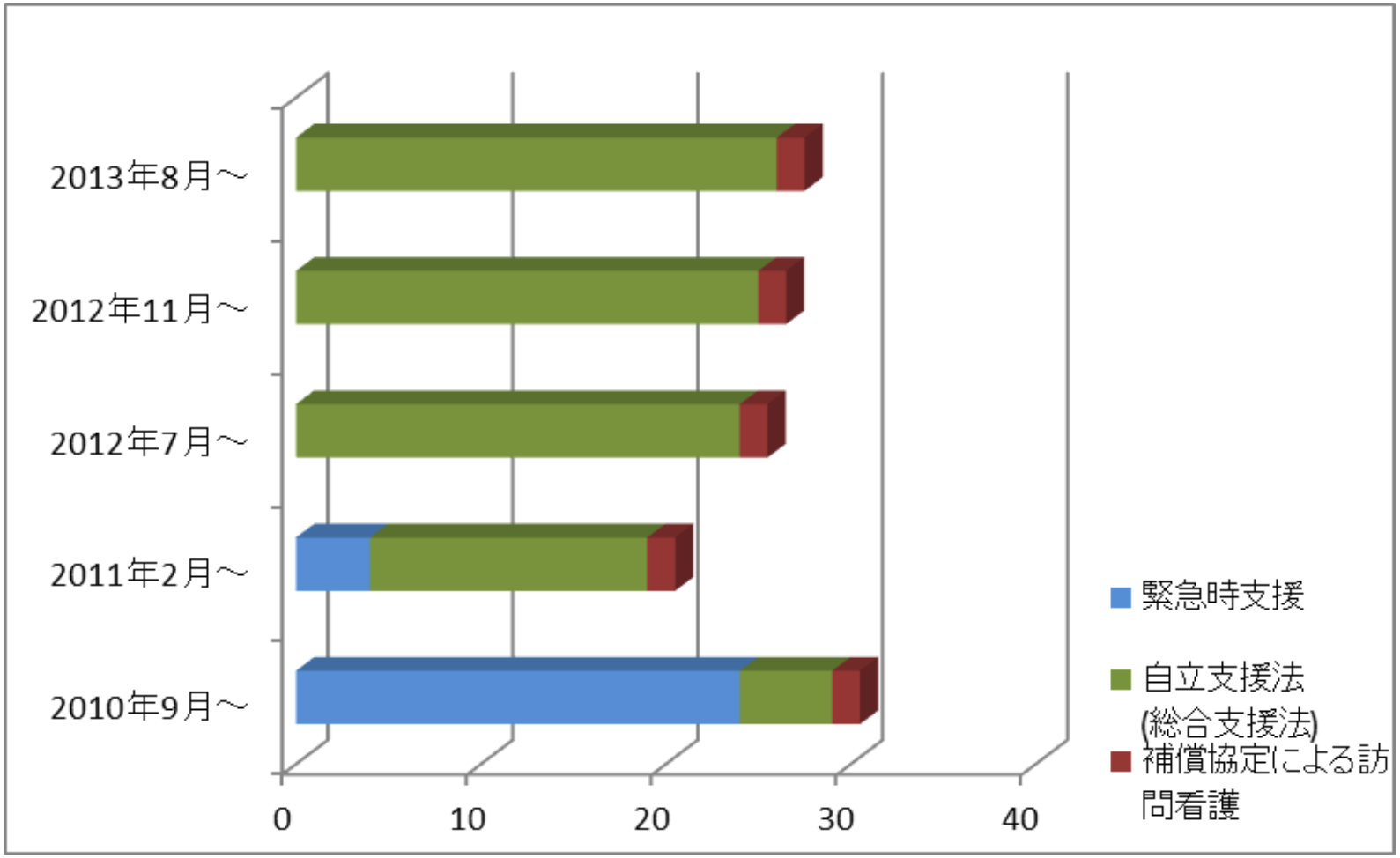

公式確認となった女性は今

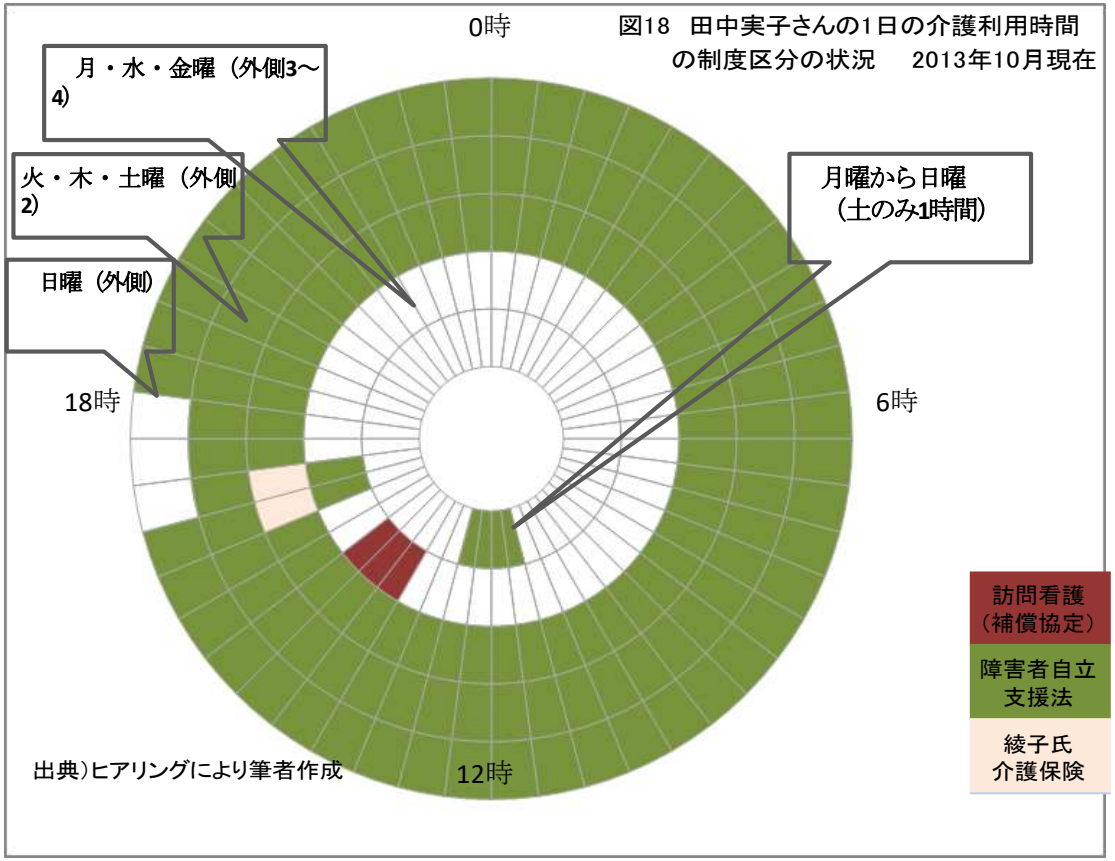

協定書　前文

七、　チッソ株式会社は、水俣病患者の治療及び訓練、社会復帰、職業あっせんその他の患者、家族の福祉の増進について実情に即した具体的方策を誠意をもって早急に講ずる。

2014年最高裁判決後の行政の発言

小泉純一郎首相（当時） 2004.10.16　熊日朝刊	「被害に遭った方は大変ご苦労が多かったと思う。二度とあのような悲惨な公害を繰り返してはいけない。判決は厳粛に受け止める」
細田博之官房長官 2004.10.16　熊日朝刊	「当事者をはじめ、多年にわたり苦悩を強いられた方々に誠に申し訳ない気持ちだ」と謝罪 行政の不十分な対応が被害を拡大したとの批判に対しては「行政上の反省すべき点が多い事案だ」
小池百合子環境相 2004.10.16　熊日朝刊	原告が要求する判断条件の見直しや療養費支給などについて「真摯（しんし）に対応したい」

2018.11.7（水）熊本日日新聞　朝刊

胎児性や小児性の水俣病患者と懇談する蒲島郁夫知事（左端）＝6日、水俣市

水俣病胎児性患者の介助者

同行旅費の補助再開

来年度から 知事が表明

水俣病患者の要望を聞くために水俣・芦北地域を訪れた蒲島郁夫知事は6日、胎児性患者らの旅行に同行する介助者の旅費補助を、2019年度から再開させる考えを示した。

5日から滞在している蒲島知事は6日、認定患者が入所する水俣市立明水園や芦北、津奈木両町の施設などを訪問。胎児性患者らが利用する同市の「ほっとはうす」では、患者らが介助者の旅費補助再開を要望。蒲島知事は「皆さんが旅行を続け、常に元気であってほしい。再開を約束する」と応じた。

県水俣病保健課によると、介助者の旅費補助制度は2013～15年度に実施。1人上限10万円で、3年間で計32人が利用した。19年度からの補助額などは今後協議する。蒲島知事は「患者さんが旅を生きがいに、元気にリハビリするようになってもらいたい」と述べた。（山本遼）

水俣病支援に新施設

熊本県、患者介護で検討

熊本県の蒲島郁夫知事は5日、同県水俣市にある水俣病患者の交流施設「遺児の家」を訪ね、患者らと懇談した。今年は国が公害病と認定してから50年。高齢化が進む患者側からは、家族と一緒に入居できる介護施設を求める声が上がった。県側は「被害者に寄り添い、できることは何でもしたい」（蒲島氏）と応じ、新たな支援施設を整備できるかどうかを検討する姿勢を示した。

県環境生活部によると、特別養護老人ホームに準じたものを設けた上で運営を民間委託する案をはじめ、さまざまな形を検討していくという。蒲島氏や県の担当者は、実現の具体的な見通しについて、懇談の場で明言しなかった。

水俣病互助会の上村好男会長（83）は「みんな年金取り、症状が重くなった。（個々の）認定等級を変更してほしい」と、懇談で訴えた。終了後の取材に、県は、必要な要求を国にしてほしいと語った。

同市立水俣病資料館で県側と意見交換した「語り部の会」の緒方正実会長（60）は、水俣病に対する次世代の知識不足に懸念を示した。蒲島氏は伝承活動への支援を誓った。

蒲島知事の患者訪問は2014年以来4回目。6日も患者と懇談する。

国立医薬品食品衛生研究所の評価結果によると、1人分に当たる0・15マイクログラムの食塩液から検出されたヒ素の量は最大3万ピコ（ナノは10億分の1）で、毎日、一生注射したと仮定しても問題ないとされる許容量の数十分の1だった。

そのため乳児が1回接種しても、安全性に問題はないと結論づけた。

こうした評価結果について委員から異論は出なかったが、調査会はヒ素の検査法を改めるよう指示した。

水俣病患者と懇談する熊本県の蒲島郁夫知事（右端）＝5日午後、熊本県水俣市

口永良部噴煙1400メートルに

噴火断続的に発生

屋久島町・口永良部島は5日、小規模な噴火が断続的に発生し噴

南日本新聞　朝刊
2018.11.6　24面

第2世代訴訟		
2007年	10月11日	熊本地方裁判所に提訴
2008年	2月14日	第1回口頭弁論
2013年	11月1日	1人の原告が公健法の認定。
2014年	3月1日	判決　3人は水俣病と認め、5人は認めず
	4月	控訴
	12月8日	第1回　控訴審　福岡高裁
2015年	10月15日	認定義務付け訴訟を熊本地裁に提訴
2020年	3月13日	福岡高裁判決　原告敗訴　上告
	11月1日	第24回　認定義務付け訴訟口頭弁論　2020年2月19日から、新型コロナの影響で中止になっていた。

水俣病の被害を訴え続ける

2016.9.10　タイ、チュラロンコン大学

写真：水俣学研究センター

現在も続いている訴訟

・認定義務付け訴訟

原告：倉本さん　熊本地裁で係争中

　第３回口頭弁論　１０月４日（金）

・ノーモア・ミナマタ2次訴訟　原告約1700人

請求額　450万円　熊本地裁、大阪地裁、東京地裁

水俣病の被害を訴え続ける　2017.9.28

「水銀に関する水俣条約」の第１回締約国会議　水俣への思いをささげる時間

「私は１５歳の時にスウェーデンに行きました。水銀の恐ろしさを伝えに行きました。６１歳になりました。みんなどんどん悪くなっています。歩けなくなりました。このＴシャツは胎児性の人が書いてくれました。みんなの気持ちを持ってきました。私も悪くなっています。これが最後だと思って来ました。

　何べんも何べんも言ってきました。

水俣病は絶対に終わっておりません。

今も裁判で闘っている人がおります。

水銀が埋め立て地にあります。

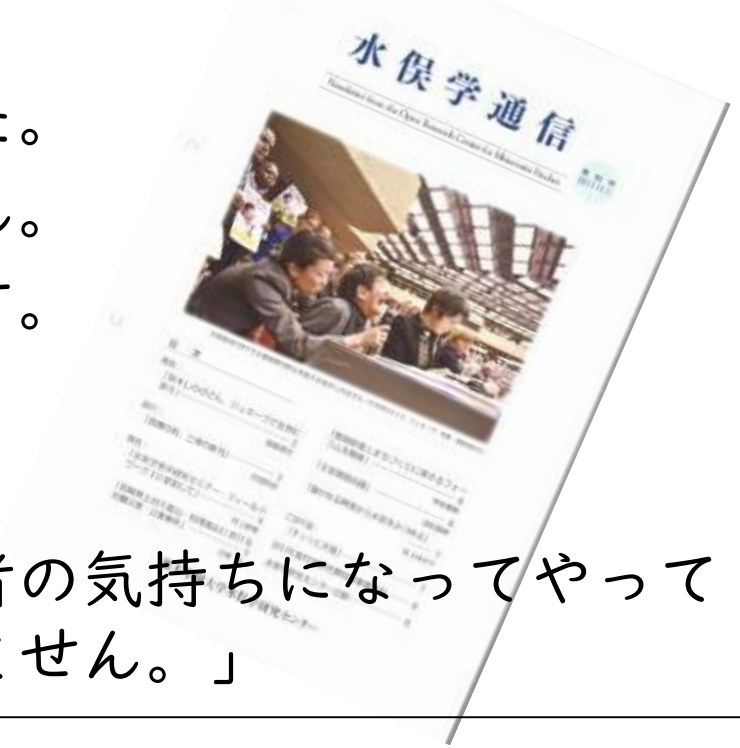

県も国も何もしておりません。患者の気持ちになってやってください。水俣病は終わっておりません。」

参考文献・引用文献・おすすめ文献

原田正純著『水俣病』岩波新書、1972年

原田正純著『水俣病は終わっていない』岩波新書、1985年2月

花田昌宣・原田正純編著『水俣学講義 第1～5集』、日本評論社

原田正純著『水俣が映す世界』日本評論社、1989年

熊本県環境公害部『訴訟概要』平成5年10月

原田正純著『水俣・もう一つのカルテ』

原田正純著『いのちの旅－「水俣学」への軌跡』東京新聞出版局　2002年

原田正純、田尻雅美、山下善寛「環境病跡学－環境汚染による疾病の疫学的診断方法」『社会医学研究』第26巻　2009年6月

熊本学園大学水俣学研究センター『ブックレットNo.1～15』　熊本日日新聞社

花田昌宣著『水俣病研究序説』藤原書店、2004年

熊本県水俣病相談事務所『水俣病問答集』1995年4月

砂田明編『季刊不知火-いま水俣は』季刊不知火・編集室、1975年5月～1979年3月

水俣学研究センター資料叢書Ⅰ『水俣病に対する企業の責任』水俣学研究センター

日本弁護士連合会公害対策委員会『水俣よみがえれ-水俣病実態調査報告書-』1983年

水俣病研究会編『水俣病事件資料集上下巻』1996年

有馬澄雄編集『水俣病　20年の研究と今日の課題』青林舎1979年

東京・水俣病を告発する会編　縮刷版『告発』「告発」縮刷版発行委員会1971、1974年

吉田司『下下戦記』白木社、1987年12月